

「新型コロナウイルス感染症対応融資」の借換が可能となります

「新型コロナウイルス感染症対応融資」は、これまで同メニュー内での借り換えが原則できませんでした。このたび、緊急事態宣言が延長されたこと等に伴い、中小企業の資金繰り支援の強化を図るため、令和3年2月22日（月） から借り換えを可能とします。

現在受けている融資の据置期間や融資期間の見直しなどでご活用ください。

（１）対象となる融資メニュー

以下の融資メニュー内での借換が対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症対応緊急融資（略称「感染症対応」）
- ② 新型コロナウイルス感染症対応緊急借換（略称「感染症借換」）
- ③ 危機対応融資（略称「危機対応」）
- ④ 感染症対応融資（全国制度）（略称「感染症全国」）

（２）取扱開始日

令和3年2月22日（月） から

融資を受けた金融機関にお申し出ください。

※ 複数の金融機関からの融資をまとめて借り換えることはできません。融資を実行したそれぞれの金融機関での取り扱いとなります。

（３）取扱期限

令和3年3月31日（水）までの保証申込 かつ 令和3年5月31日（月）までの融資実行分まで

（４）注意事項

原則として、融資を受けた金融機関と別の金融機関への借換及び、（１）④の「感染症全国」から（１）①～③の3メニューへの借換はできません。

※ 詳しくは、融資を受けた金融機関にお問い合わせください。

（５）相談窓口

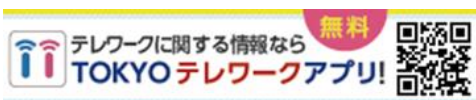
本件以外の資金繰りについてもご相談を承っています。

産業労働局金融部金融課（新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎19階北側）

電話 03-5320-4877（平日9時～17時）

※ 今回のお知らせは東京都産業労働局金融部のホームページでもご覧いただけます。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/youshi/youshi/new/>



<問い合わせ先>

産業労働局金融部金融課（電話）03-5320-4873